フロリダ州から日本に帰国・渡航する場合には (新型コロナウィルス関連の水際措置)

令和4年7月18日現在 在マイアミ総領事館

外国人の入国

杳証申請

新規入国の 外国籍の方のみ

- ・ 新規入国は「特段の事情」が認められる方のみ:外国籍の方については、人道、公益性等の観点から「特段の事情」があると認められる方のみ査証申請が可能です。「日本人・永住者・定住者の親族」、「外交・公用」、「人道案件」等がその範囲でしたが、3月より観光目的以外の「商用・就労等目的の短期滞在」や「長期滞在」が、また 6/1~ 「親族・知人訪問」が、更に 6/10~ 旅行代理店等を受入責任者とする場合の観光目的の短期滞在が加わりました。
- 観光目的の短期滞在者: 6/10~ 商用・就労等の短期滞在者及び長期滞在者と同様、日本国内の旅行代理店等の受入責任者が入国者健康確認システム(ERFS)における所定の申請を完了した場合のみ、査証申請が可能です(商用・就労等の受入責任者は、招へい企業や団体になります)。
- **在留資格を有する再入国者**:在留資格を有する外国人については、再入国許可(みなし再入国 許可を含む)を以て、期限内に再入国することが可能です。

入国前

日本人を含む すべての方

- **陰性証明の取得は必須**:米国から入国する方は「出国前72時間以内に受けたコロナウイルス検査(陰性結果)の証明書しの事前取得が求められます。
- **入国に際しての必要書類及びスマートフォン携行**:米国等からの入国に際しては、6/1~ ① 「陰性証明」、②日本国内の連絡先等についての「質問票」が必要であり、「誓約書」「ワクチン接種証明書」の提出は任意となりました。入国前にデジタルで登録を完了出来る「ファストトラック」の利用は、「アプリ登録」をするためのスマートフォンを携行し、MySOSアプリで登録、もしくはWEB手続きMySOSWebで登録が可能です。また「**Visit Japan Web**」サービスを通じ、検疫・入国審査・税関申告の一部を事前に行うことで、到着時の手続き時間の短縮が更に可能になります。
- フロリダ州内の

入国に際する提

出書類等

<u>フロリダ州内の</u> 検査機関

入国後

日本人を含む すべての方

- **入国時のウイルス検査及び待機の解除:** 6/1~ ワクチン接種の有無に拘わらず、米国全土からの入国に関し、入国時の空港でのウイルス検査及び自宅等での待機は不要です。また空港到着後の公共交通機関の使用についても制限はありません。
- 【参考】米国に再入国する場合:米国に再入国する場合は、米国側の措置により、米市民、永住者、移民ビザ取得者以外の渡航者は「ワクチン接種証明書」の提示及び「宣誓書」の提出が求められています。なお、米国への入国に必要な陰性証明の提示は6月12日から不要になりました。

<u>日本入国後の待</u> 機等

入国に際する提出書類等

米国等から日本への帰国/入国に際しては、 6/1~ ① 「出国前72時間以内に受けたコロナウィルス検査の結果の証明書」(陰性証明書)以外に、②入国後の連絡先についての「質問票」の提出が必要です。なお、アプリを利用するためスマートフォンを携行し、入国前にデジタルで登録を完了出来るWEB手続き「ファストトラック」(MySOSアプリを活用)やパソコンで利用可能なMySOSWeb、また「Visit Japan Web」サービスを通じ、検疫・入国審査・税関申告の一部を事前に行うことで、到着時の手続き時間の短縮が可能です(なお、ワクチン接種証明書は米国への再入国の際には提示が必要)。

- 入国時の検疫措置: https://www.mhlw.go.ip/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00209.html
- 必要アプリのインストール: https://www.mhlw.go.ip/stf/seisakunitsuite/bunva/0000121431 00250.html
- ファストトラック: https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/
- 日本への入国時の手続に必要な情報(検疫、入国審査、税関申告のみ)をオンラインで提出できるVisit Japan Webサービス: https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit_japan_web

陰性証明書で求められる条件等

検体採取時刻

日本への出国便の出発時刻から逆算して72時間以内の採取。**米国内を国内線で移動し、米国内の他州の空港を経由した場合、 搭乗予定者が経由した空港内に留まっていれば、その場所での滞在歴はないものとされ、この場合「出国前72時間」の起算 点は、最初の出発地を出発した時間**となります。

検体の種類

「鼻咽頭ぬぐい液Nasopharyngeal Swab/Smear」「鼻腔ぬぐい液Nasal Swab」「唾液Saliva」及び「鼻咽頭ぬぐい液と咽 「鼻腔ぬぐい液」検体は<u>核酸増幅検査のみ有効</u>。「Throat swab咽頭ぬぐい」「Rapid antigen (test)迅速抗原検査」と記載されている検査方法は、日本では認められていません。

有効な検査方法

下記、厚生労働省HPを参照ください。

• 厚生労働省HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/0000121431 00248.html



「Antigen test/kit(抗原検査)」「Rapid antigen test/kit(迅速抗原検査)」「Antibody test/kit(抗体検査)」 等は認められず、無効とされます。

証明書の書式

(厚生労働省所定書 式以外の場合) 厚生労働省の所定書式以外に、各検査施設独自の書式による証明書も認められていますが、その場合、厚生労働省書式に準じて、以下の内容を網羅する必要があります。 6/10~ 所定書式は簡素化され、人定事項については、氏名、生年月日のみ必要、旅券と照合し本人であることが確認できれば、有効となります。尚、有効な検体・検査方法が記載されていない場合は無効ですので、可能な限り、厚生労働省書式の利用を推奨します。6月10日以降の必要情報は以下のとおり。

- 人定事項(氏名、生年月日)
- 検査法、採取検体の種類
- 結果、検体採取日時、検査証明書交付日
- 医療機関名

詳細は、以下をご参照下さい。

- 厚生労働省書式: https://www.mhlw.go.jp/content/000799426.pdf
- 検査証明書の用件: https://www.mhlw.go.jp/content/000825143.pdf
- 本邦渡航者用O&A: https://www.mhlw.go.jp/content/000825073.pdf

フロリダ州内の検査機関

下記は、入国検疫の規定に沿った証明書が発行できることを当館において確認したフロリダ州内の検査機関のリストです。検査を希望される場合には、下記の留意事項をご確認の上、各医療機関にご相談下さい。

- <u>.</u>
- ・ 以下の医療機関は、**当館が指定・斡旋する医療機関を意味するものではありません。参考情報として提供するものです。** 検査方法、営業時間や費用等は随時変更される可能性がありますので、各機関へご確認下さい。
- 新型コロナウィルスの感染拡大に伴い、検査については時間を要する傾向にあり、各医療機関では72時間内に検査結果は出ていますが、保証はしていません。
- 診療・検査・証明書作成は有料(結果判明時間により約200~400ドル、厚労省フォーマットでの結果通知は追加料金を要する機関あり)。保険適用の対象の可否は、ご契約の保険会社にご確認下さい。

機関	所在地	連絡先	概要	
FG Health	Miami 115 Northwest 167th St. Suite 101, N Miami Beach, FL 33169	URL : https://fghealth.com/	鼻咽頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab (<u>事前リクエストが必要</u>) RT-PCR可 結果は、全てEmailで通知 厚労省フォーマットでの結果通知は追加 料金要(オンラインでの支払い要) 週末は、日曜のみ予約可。	
	Stuart 2223 Southeast Ocean Boulevard, Stuart, FL 34996	URL : https://fghealth.com/		
	Kissimmee (Orlando) 3295 Oxford Dr. Kissimmee, FL 34746	URL : https://fghealth.com/		
Evivia (Telemedicine)	1370 Washington Avenue #224, Miami Beach, FL, 33139	電話: 786-673-4029URL: https://eviviacare.com/	鼻咽頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab、RT-PCR可、結果はEmailで通知、厚労省フォーマットでの結果通知は追加料金要、週末は土日共に午後のみ営業	
LAB DOC+OR	1425-A SE 17th Street, Fort Lauderdale, FL, 33316	• 電話: 954-530-4447 • URL: <u>www.LabDoctor.Org</u>	鼻咽頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab、RT-PCR可、結果はEmailで通知、厚労省フォーマットでの結果通知を希望可(追加料金なし) 週末は、土日共に営業(時間要確認)。	
URCare	Pinecrest Village Plaza, 12535 S Dixie Highway, Pinecrest, FL 33156	 電話: 786-678-0601 URL: Family And Sports Medicine Doctor Miami FL Primary & Women's Health Care Center - UR Care (urcaremedicalcenter.com) 	鼻咽頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab、RT-PCR可、結果はEmailで通知、厚労省フォーマットでの結果通知を希望可(追加料金なし)、週末は、休診。	
Passport Health	(各地に所在)	URL: https://www.passporthealthusa.co m/	左記URLから、最寄りのサイトを検索し、「入国に際する提出書類等」に記載の陰性証明で求められる条件等が満たされているか御確認ください。	

日本入国後の待機等

現在、フロリダ州を含む米国全土から入国する場合、以下の措置は**いずれも不要**となりました。

- 入国後のウイルス検査:ワクチン3回目接種の有無にかかわらず、入国時のウイルス検査は不要です。
- 指定施設での待機: 入国後、検疫所の指定施設での待機は求められません。
- ・ 入国後の自宅等待機:ワクチン3回目接種の有無にかかわらず、入国後、自宅等での待機は求められません。
- 公共交通機関の使用制限:公共交通機関利用の移動制限はありません。

滞在国・地域の区分に応じた措置

6/1~ 日本政府の水際対策措置の見直しにより、6月1日以降の入国は、入国前14日以内の滞在歴(国・地域)により、「赤」「黄」「青」の3つの区分に指定され、入国時検査の要否や入国後の待機期間が変わりました。米国は「青」の区分(区分は以下リンクをご参照)に指定されています。ただし、入国前14日以内に「赤」及び「黄」の区分の国・地域に滞在されていた場合は、それぞれの区分に応じた対応が必要となりますので、以下をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

	滞在していた国・地 域の区分	有効なワクチン 接種証明書	入国時の検疫措置		
			出国前検査 全員必須	到着時検査	待機
米国全土は 「青」区分。	青 米国、英国、他	問わない	0	×	×
	黄 ベトナム、インド、他	あり	0	×	×
		なし	0	0	自宅3日間
	赤 パキスタン、他	あり	0	0	自宅3日間
		なし	0	0	施設3日間

外国人の入国

į

国際的な人の往来再開による新規入国のための査証(ビザ)申請全般については、以下をご参照ください。

• 外務省HP: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

新規入国は、「特段の事情」が認められる方に限定

• 現在、「特段の事情」として以下の事情による査証申請が認められており、個別審査の対象となります。

認められる事情	概要		
従来認められてきた事情	「日本人・永住者・定住者の親族」、「外交・公用」、「人道・公益性を有する案件」等に該当 する場合に、入国査証の申請が認められています。		
商用・就労等の目的の短期滞在 (90日以内)	日本国内に所在する受入責任者(入国者を雇用又は事業・興行のために招へいする企業・国等)が、入国者健康確認システム(ERFS)における所定の申請を完了した場合に、査証申		
長期滞在	可能です。		
「親族・知人訪問」	国内に長期滞在する「親族訪問」を目的とするもの、また「知人訪問」として、国内に居住する 親族に準ずる関係にある方を訪問する場合等に申請が可能です。		
6/10~ 観光目的の短期滞在(旅行代理店 を受入責任者とする場合のみ)	日本国内の旅行代理店等の受入責任者が入国者健康確認システム(ERFS)における所定の申請を完了した場合のみ観光目的の査証申請が可能です。これは旅行業者が実施するパッケージツアーであり、入国から出国まで全日程に添乗員が同行し、管理するものに限られます。		

• 各申請の必要書類は、以下をご参照下さい。

https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itpr_en/vjv.html

在留資格を有する外国人の再入国(参考)

• 日本の在留資格を既に取得されており、再入国許可(みなし再入国許可を含む)をもって日本を出国した方については、期限内の再入国は可能です。

参考情報

内閣官房

 水際対策強化に係る新たな措置 https://corona.go.jp/news/news 20211105 01.html

外務省

- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について(2022年6月26日) https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html#title28
- 国際的な人の往来再開に向けた措置について(2022年6月22日) https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22 003380.html

出入国在留管理庁

- 海外からの入国
 http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01 00151.html
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について https://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

厚生労働省

• 日本へ入国・帰国する皆さまへ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00209.html

水際対策強化に係る新たな措置(29)のQ&A https://www.mhlw.go.jp/content/000945020.pdf

検疫に関する問い合わせ(コールセンター)

受付時間:年中無休/午前9時から午後9時

0120-297-699 (日本国内から、日本語対応のみ)

0120-248-668 (日本国内から、日本語対応のみ)

+81-50-1751-2158 (海外から、日本語・English・中文・한국어)

+81-50-1741-8558 (海外から、日本語・English・中文・한국어)